

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐用町は、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な処置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐用町長

公表日

令和8年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療制度は、高齢期における適切な医療の確保を図るため、75歳以上の高齢者及び一定の障害があると認定された65歳以上の者に対し、適切な医療給付等を行う制度である。後期高齢者医療制度では、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と市町が連携をして事務を行っており、佐用町が行う後期高齢者医療に関する事務は、高齢者の確保に関する法律（以下「高確法」という。）、兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「広域連合条例」という。）、佐用町後期高齢者医療に関する条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者資格管理に必要な住民基本台帳を入手し、広域連合に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 2. 保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 3. 高確法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務。 4. 高確法による被保険者証、被保険者資格者証、特定疾病療養受領証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務。 5. 高確法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務。 6. 高確法第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務。 7. 高確法第92条の一時差止めに関する事務。 8. 国保連合会から送付された特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 9. 広域連合で決定した保険料賦課情報に基づき、保険料に関する徴収方法と納期を決定し、保険料納入額決定通書等を被保険者に送付。 10. 保険料の期割情報、収納情報及び滞納情報の管理、および広域連合への送付。 11. 公金受取口座を活用した保険給付の支給に関する事務。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 2. 後期高齢者医療事務支援システム 3. 住民記録システム（収納消込/滞納管理） 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報関係ファイル、資格ファイル、賦課ファイル、給付ファイル、収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表85の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） <ul style="list-style-type: none"> ・第46条、74条 3. 公金受取口座登録法 <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

<p>②法令上の根拠</p>	<p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令別表115の項</p> <p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令別表117の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>住民課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>住民課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>—</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1 佐用町役場 住民課 年金保険室 電話:0790-82-0660 ファクス:0790-82-0146 E-mail:nenkinhoken@town.sayo.lg.jp</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1 佐用町役場 住民課 年金保険室 電話:0790-82-0660 ファクス:0790-82-0146 E-mail:nenkinhoken@town.sayo.lg.jp</p>
<p>9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した</p>	
<p>適用した理由</p>	<p style="background-color: #cccccc;"> </p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成20年6月5日	I-5-② 所属長	住民課長 敏底高弘	住民課長	事後	
令和1年6月5日	IV リスク管理	-	新様式変更により追加	事後	
令和2年3月16日	II-1(いつ時点の集計か)	2015/3/6	2019/12/19	事前	評価書の再評価
令和2年3月16日	II-2(いつ時点の集計か)	2015/3/6	2019/12/19	事前	評価書の再評価
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令	番号法第19条第7号 T079-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1 佐用町役場 総務課 総務人事室 電話:0790-82-2549 ファクス:0790-82-0131 E-mail:john@town.sayo.lg.jp	番号法第19条第8号 T079-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1 佐用町役場 情報政策課 情報推進室 電話:0790-82-0690 ファクス:0790-82-0131 E-mail:john@town.sayo.lg.jp	事前	令和3年9月1日施行 法改正によるもの
令和4年4月1日	1 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の請求先	後期高齢者医療制度で、兵庫県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)と市町が連携をして事務を行っており、佐用町が行う後期高齢者医療に関する事務は、高齢者の確保に関する法律(以下「高確法」という。)、兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(以下「広域連合条例」という。)、佐用町後期高齢者医療に関する条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務において取り扱う。	後期高齢者医療制度で、兵庫県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)と市町が連携をして事務を行っており、佐用町が行う後期高齢者医療に関する事務は、高齢者の確保に関する法律(以下「高確法」という。)、兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(以下「広域連合条例」という。)、佐用町後期高齢者医療に関する条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務において取り扱う。	事後	組織改正に伴う部署名の変更
令和4年12月23日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 被保険者資格管理に必要な住民基本台帳を入手し、広域連合に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 2. 保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 3. 高確法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務。 4. 高確法による被保険者証、被保険者資格者証、特定疾病療養受領証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務。 5. 高確法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務。 6. 高確法第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務。 7. 高確法第92条の一時差止めに関する事務。 8. 国保連合会から送付された特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 9. 広域連合で決定した保険料賦課情報に基づき、保険料に関する徴収方法と給付を決定	1. 被保険者資格管理に必要な住民基本台帳を入手し、広域連合に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 2. 保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 3. 高確法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務。 4. 高確法による被保険者証、被保険者資格者証、特定疾病療養受領証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務。 5. 高確法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務。 6. 高確法第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務。 7. 高確法第92条の一時差止めに関する事務。 8. 国保連合会から送付された特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 9. 広域連合で決定した保険料賦課情報に基づき、保険料に関する徴収方法と給付を決定	事前	項目11を追加
令和4年12月23日	1 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第46条	・番号法第9条第1項、別表第一の59の項、101の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第46条、74条 3. 公金受取口座登録法 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する	事後	公金受取口座の運用開始に伴うもの
令和4年12月23日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報照会等の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれている項(82項) (情報提供の根拠) ・番号法第19条第9号及び別表第二 別表第二第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、住民関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項(80項) 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第百十條において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一條第一項の規定により通知することとなっている事項」に関する情報であつて	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2(80の項、83の項、121の項) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第9号 別表第2(82の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号	事前	公金受取口座の運用開始に伴うもの
令和4年3月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	新設項目	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的ガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに入念的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	
	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる項目	新設項目	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、「対象者以外の情報」や「必要な情報」以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。	事後	
	1 関連情報 3 個人番号の利用	1. 番号法 ・番号法第9条第1項、別表第一の59の項、101の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第46条、74条 3. 公金受取口座登録法 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条及び公的給付の支給等の迅速かつ確	1. 番号法 ・番号法第9条第1項、別表85の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第46条、74条 3. 公金受取口座登録法 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する	事前	
	1 関連情報 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2(80の項、83の項、121の項) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第9号 別表第2(82の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令別表115の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第9号に基づく主務省令別表117の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号	事前	
	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の請求先	郵便番号079-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611 番地1 佐用町役場 情報政策課 情報推進室 電話:0790-82-0690 ファクス:0790-82-0131 E-mail:john@town.sayo.lg.jp	兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1 佐用町役場 住民課 年金保険室 電話:0790-82-0660 ファクス:0790-82-0146 E-mail:nenkibokan@town.sayo.lg.jp	事後	評価書の見直し
	II-1(いつ時点の集計か)	2019/12/19	2026/3/27	事後	評価書の再評価
	II-2(いつ時点の集計か)	2019/12/19	2026/3/27	事後	評価書の再評価